

岐阜県高等学校文化連盟規約

第 1 章 総 則

(名称・事務局)

第 1 条 本連盟は岐阜県高等学校文化連盟と称し、事務局を事務局長所在の学校に置く。

(組 織)

第 2 条 本連盟は岐阜県内の高等学校及び高等部を置く特別支援学校、工業高等専門学校（第3学年までに限る）をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本連盟は学校教育の本旨に則り、県内高等学校の文化活動の健全な発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校文化活動に関する調査研究。
- (2) 高等学校文化活動に関する研修会、講習会等の開催。
- (3) 高等学校の文化行事の開催。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(専門部)

第 5 条 本連盟に、次の専門部を置き、その規約を別に定める。

演劇、吹奏楽、合唱、器楽、美術・工芸、写真、書道、マチングバンド・バトントリミング、吟詠剣詩舞、囲碁
民俗芸能、将棋、自然科学、放送、文芸、地域研究、小倉百人一首かるた、(新聞)(特別支援)

第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 1. 本連盟に次の役員を置く。

- 会 長 1 名
 - 副 会 長 2 名・事務局担当副会長 1 名
 - 部会長各 1 名
 - 専門部長各 1 名
 - 監 事 2 名
 - 顧問若干名
2. 専門部に次の役員、会計担当、各委員を置く。
- 部会長各 1 名
 - 専門部長各 1 名
 - 会計担当各 1 名
 - 総合開会式実行委員各 1 名
 - 記念誌編集委員各 1 名（5年に一度の記念誌発行、任期は2年とする。）
 - 地区代表 若干名（本連盟の業務を審議し、会務を処理する。）
3. 事務局に次の事務局員を置く。
- 事務局長 1 名
 - 庶務担当 2 名
 - 会計担当 2 名

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長、部会長及び監事は評議員会において選出する。
- (2) 各専門部の役員、会計担当、各委員はそれぞれの専門部において選出する。
- (3) 事務局長及び事務局員は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (4) 顧問は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し業務を統括する。
- (2) 会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 部会長はそれぞれの専門部を代表し、その部会の業務を統括する。

- (4) 事務局長及び事務局員は本連盟の事務にあたる。
- (5) 専門部長はそれぞれの専門部の運営にあたる。
- (6) 監事は本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残余期間とする。

第3章 会 議

(機 関)

第10条 本連盟には次の機関を置く。
評議員会・役員会・専門部長会・事務局。

(評議員会)

第11条 評議員会は第6条の定める役員、会計担当、事務局員及び地区代表をもって構成され、次の事項を審議する。
役員選出、規約の改廃、専門部の設置改廃、事業計画の承認、予算の議決、決算の承認、その他必要な事項。
評議員会は毎年1回開催する。ただし、必要に応じ随時評議員会を開催することができる。

(役員会)

第12条 役員会は第6条に定める役員(ただし監事及び顧問は必要に応じ)で構成され、評議員会に提出する各議案を準備するとともに評議員会の決定事項を執行する。ただし、緊急必要事項については評議員会の議を経ないで処理することができる。役員会は随時開催できる。

(専門部長会)

第13条 専門部長会は会長、副会長、各専門部長、事務局長及び事務局員で構成され、各専門部会間の連絡調整及び役員会に提出する各議案を準備する。専門部長会は随時開催できる。

(事務局)

第14条 事務局は事務局長及び事務局員で構成され、本連盟の事務の執行にあたる。

(会議の招集)

第15条 評議員会、役員会、専門部長会は会長が招集する。

(議 決)

第16条 各機関における議決は出席者の過半数の同意を要する。

第4章 会 計

(経 費)

第17条 本連盟の経費は岐阜県高等学校文化連盟費(以下連盟費と略す)、参加費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計経理)

第18条 本連盟費の会計は、別に定める岐阜県高等学校文化連盟会計処理規定による。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

第20条 本連盟の規約の施行に関する細則は評議員会の議決を経て会長が別に定める。

第21条 各専門部の規約は本規約に準じ、各専門部ごとにこれを定めることができる。

附則 本連盟の規約は昭和54年6月30日より施行する。
昭和58年5月31日一部改正。
昭和59年5月2日一部改正。
平成5年5月11日一部改正。
平成23年5月10日一部改正。